

令和8年度

静岡県原子力発電施設等周辺地域
企業立地支援事業に係る補助事業者の公募

【公募要領】

(この公募は、令和8年度予算の成立を条件に公募の手続を行うものであり、
予算が成立しない場合には公募を取りやめることがある。)

《公募締切》

令和8年3月9日(月)

《受付期間》

以下の期間内に、郵送(締切日必着)で受け付けます。

令和8年2月20日(金)～令和8年3月9日(月)

《応募書類送付先及び問合せ先》

静岡県 経済産業部 企業立地推進課 企業立地班 担当：原田

住 所：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電 話：054-221-3262

FAX：054-221-3216

E-mail：kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

令和8年2月

静岡県

目 次

I. 公募内容

1. 制度の概要	1
2. 事業内容について	1
3. 補助対象経費および補助率	1
4. 事業実施期間	2
5. 応募資格	2
6. 公募期間	3
7. 応募書類の提出について	3
8. 審査について	3
9. 補助事業者の義務等	4
10. その他	4

II. 事業内容

1. 概要	5
2. 主な用語の説明	6
3. 電力給付金の交付要件	7
4. 特例給付金の交付要件	9
5. 特例増設の要件	10
6. 補助額の算定方法	12
7. 事業スキーム	13

III. 業務内容

IV. 応募書類様式

- (様式第1号) 静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 応募書
- (様式第2号) 応募者概要
- (様式第3号) 事業実施計画書
- (様式第4号) 事業収支計画書
- (様式第5号) 誓約書

別紙資料

- 別紙資料
- ・ 過去3か年の交付対象事業者の件数及び交付額
- ・ 令和7年度当初予算における補助金計上額（県事務費除く）
- ・ 静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 業務手引書
- ・ 静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）

I. 公募内容

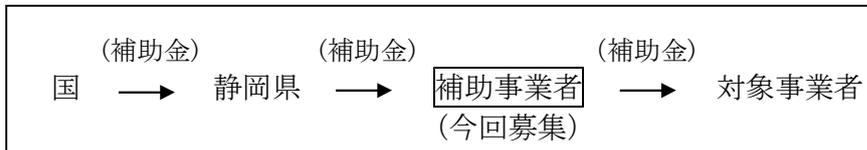
1. 制度の概要

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の概要について

国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域において、雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設等を行った企業等に対し、企業等が支払った電気料金の実績等に基づき、一定期間にわたって補助金を交付します。

これにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的としています。

(2) 交付スキーム



(3) 通則

本事業の実施については、次の法令及び交付要綱等の定めによります。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ・ 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
- ・ 特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）
- ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15・01・14財資第 1 号（以下「国要綱」という。））
- ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成20・03・28資庁第10号（以下「国要領」という。））
- ・ 静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成 21 年 9 月 30 日施行（以下「県要綱」という。））
- ・ 静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（令和 4 年 10 月 1 日施行（以下「県要領」という。））
- ・ 静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 業務手引書
- ・ 静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）

2. 事業内容について

補助事業者は、「(3) 通則」に記載の法令及び交付要綱等の定めに基づき事業を実施します。詳細は「II. 事業内容」及び「III. 業務内容」のとおりです。

3. 補助対象経費および補助率

- (1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額 補助率 10/10

ただし、交付限度額の範囲内かつ国及び県の予算の範囲内とします。

(2) 一般事務費 下表に掲げる費用とします。

費目	内容
人件費	交付事務に係る人件費
印刷製本費	封筒印刷代 等
旅費	現地調査等の旅費(補助事業者の旅費規程による)
通信運搬費	郵便代、宅配料金 等
消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙代 等
賃借料	資料保管料(貸倉庫)、パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料 等
雑費	その他交付事務に必要な経費

(3) 一般管理費 一般事務費の合計額の10%を限度とします。

4. 事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 応募資格

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- (1) 法人格(内国法人)を有していること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (5) 次のア～エのいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等(法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である又は法人等の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

- (6) 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

※EBPM(Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的

根拠（エビデンス）に基づくものとする。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想される。

6. 公募期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月9日（月）郵送必着

7. 応募書類の提出について

下表「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。

<提出書類一覧表>

区 分	提出書類	提出部数
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号 応募書 ・様式第2号 応募者概要 ・様式第3号 事業実施計画書 ・様式第4号 事業収支計画書 ・様式第5号 誓約書 	各1部
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 ・決算報告書又は財務諸表（過去2年分） ・「会社(事業)案内」（事業概要が確認できるパンフレット等） ・その他参考となる資料 	各1部

- ・提出書類の様式は「IV. 応募書類様式」を使用してください。
- ・提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。また、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ・提出された書類や追加説明資料は返却しません。
- ・応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

<提出先>

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 企業立地推進課 企業立地班

電話：054-221-3262 FAX：054-221-3216

E-mail：kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp

8. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、以下の観点で評価します。

①補助事業者の事業実施体制、能力等の評価

ア 公募要領2ページ「5. 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

イ 事業を遂行するために、事業規模に適した実施体制をとり、必要な人員配置ができているか。

ウ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ事業にかかる経理について十分な管理能力を有しているか。

②事業内容の評価

ア 「IV. 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

イ 事業実施計画書及び事業収支計画書の内容が、関係法令等に基づき正しく記載されているか。

ウ 情報セキュリティに関する取組は十分で、個人情報を適切に管理する能力・体制を有しているか。

エ 実施スケジュールが現実的であり、かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。

オ 事業費、一般事務費及び一般管理費の積算の根拠が明確で、妥当な金額となっているか。

カ その他、電源地域の振興に関する貢献実績 等

(3) 審査結果（採択または不採択）について

審査終了後、応募者あてに通知します。なお、補助事業者の決定については、令和8年3月下旬（令和8年度当初予算成立後）を予定しています。

9. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項のほか、公募要領1ページ「(3) 通則」に記載のある法令及び交付要綱等の定めを遵守してください。

- ・補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- ・補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ・補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

10. その他

国要綱、国要領、県要綱、県要領等、公募書類の作成に必要な資料については、提供しますのでご連絡ください。

Ⅱ. 事業内容

1. 概要

公募要領1 ページ「(3) 通則」に記載のある法令及び交付要綱等に基づき、半期（上期：4月～9月、下期：10月～3月）ごとに、国及び県の予算の範囲内において、事業者からの応募申請に基づき内容を審査した上で申請者に補助金を交付してください。

(1) 対象地域

区 分	原子力発電施設等 所在市町	原子力発電施設等 隣接市町
市町名	御前崎市	掛川市（旧大東町）、菊川市（旧小笠町）、牧之原市（旧相良町）

(2) 対象者

対象地域で事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等及び個人事業主。ただし、個人事業主は法人と同様に帳簿等が整備されている必要がある。

(3) 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は対象地域において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により当該県又は対象地域における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は当該県又は対象地域の市町が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあつては、当該特定の業種に属する事業

ウ 県又は対象地域の市町の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により当該県又は対象地域の市町からの金銭的な支援を受けているもの

ただし、次の各項に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象とならない。

(ア) 指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

(4) 対象となる補助金

電気料金の支払実績等に基づき算定される電力給付金及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金

(5) 交付の方法

事業者が指定する金融機関口座への振込みにより交付を行うものとする。

(6) 対象期間

企業立地した半期の翌半期から最大8年間

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができる。以降、半期ごとに交付要件を満たした場合、最大で16期の継続申請が可能（翌々半期に新規申請を行った場合は最大15期）。

特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間の申請が可能。ただし、一つの事業所につき2度までの増設に限る。

(7) 事業者への補助金交付時期

上期及び下期の年2回

ア 上期

令和7年10月1日～令和8年3月31日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付

イ 下期

令和8年4月1日～令和8年9月30日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付

2. 主な用語の説明

(1) 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下のア～オの全ての要件を満たし、対象市町の長が推薦したものをいう。

ア 事業所の新增設に伴い、契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上あること

ウ 対象市町の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと

エ 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

オ 公募要領5ページ「(3) 対象事業」に該当する事業であること

(2) 新設

対象地域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存の事業所に加えて別の地点に事業所を設置することにより、企業立地することをいう。

(3) 増設

対象地域内にある事業所を、同一敷地内（隣接及び道路対向地等を含む）で拡充或いは設備等の増強を行うことをいう。

(4) 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいう。

- ア 電気の需給契約を新たに締結する場合
電気の供給を受けた最初の日
- イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合
 - (ア) 契約電力変更の申込を行った場合
契約変更に伴い契約電力が増加した日
 - (イ) 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合
直前の計量日（契約電力が増加した日）

(5) 特例増設

企業立地日の属する半期の翌半期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいう。ただし、一つの事業所につき2度までの増設に限る。

- ア 事業所の増設に伴い契約電力が増加していること
- イ 雇用創出効果が3人以上あること
- ウ 原則として特例増設日が属する半期に事業所の増設に伴い取得した固定資産の価額（投資額）の総額が、次に掲げる金額以上であること
 - (ア) 当該増設が所在市町において行われる場合にあつては、250万円（税抜）
 - (イ) 当該増設が隣接市町において行われる場合にあつては、500万円（税抜）
- エ 公募要領5ページ「(3) 対象事業」に該当する事業であること

※特例増設の1度目及び2度目に係る初回の応募にあたっては、対象市町の長の推薦が必要となります。

(6) 特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいう。

- ア 契約電力変更の申込を行った場合
契約変更に伴い契約電力が増加した日
- イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合
直前の計量日（契約電力が増加した日）

3. 電力給付金の交付要件

(1) 令和8年度申請における企業立地日

ア 新規申請の場合

区分	新規申請できる企業立地日の期間
令和8年度上期	企業立地日が令和7年4月1日～令和8年2月28日であること。 ただし、企業立地日が令和7年度上期で、令和7年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となる。

令和8年度下期	企業立地日が令和7年10月1日～令和8年8月31日であること。 ただし、企業立地日が令和7年度下期で、令和8年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請となる。
---------	--

イ 継続申請の場合

区 分	継続申請できる企業立地日の期間
令和8年度上期	企業立地日が平成30年4月1日以降であること
令和8年度下期	企業立地日が平成30年10月1日以降であること

(2) 新規申請及び継続申請の対象事業

公募要領5ページ「(3) 対象事業」を参照

(3) 電力関係

ア 補助金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること

イ 電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること

需要区分が「電灯」需要である場合は対象外。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外となる

ウ 電気の需給契約の相手方が小売電気事業者等であること

エ 事業所の新增設に伴い契約電力が増加していること

当初交付期間に係る増加契約電力、増加電気料金は下表のとおり。

(増加契約電力)

区 分	新 設	増 設
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値
今期契約電力	実契約電力÷支払月数	同左
増加契約電力	同上	今期契約電力－基礎契約電力

(増加電気料金)

区 分	新 設	増 設
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の電気料金の月平均値
今期電気料金	実支払電気料金	同左
増加電気料金	同上	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

(4) 雇用関係

- ア 雇用者は、補助金の申請者が直接雇用し、対象事業所で常時就労している雇用者であること
- イ 雇用保険の被保険者の種類のうち「一般被保険者」の加入者であること
- ウ 基準日※における対象事業所の雇用創出効果が3人以上であること

当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は下表のとおり。

区 分	新設	増設
基礎雇用者数 (初回申請時に確定)	ゼロ	企業立地日の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数
控除雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一市町間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、所在市町にある既存事業所から隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 県内において、隣接市町にある既存事業所から別の隣接市町にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・ 新設の場合、企業立地日の2か月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者 	
増加雇用者数 (雇用創出効果)	基準日※の雇用者数 － 控除雇用者数	基準日※の雇用者数 － (基礎雇用者数＋控除雇用者数)

※基準日：上期の場合は令和8年3月31日、下期の場合は令和8年9月30日、以下同じ。

※期末雇用者の在籍（所属）や勤務場所を確認し、対象事業所以外で就労している者を含めないこと。

※他事業所と兼務している雇用者は、対象事業所での常時就労者には該当しないため対象外。

※対象事業所に籍があっても、他の企業への出向等により、対象事業所に勤務実態のない雇用者は対象外。

4. 特例給付金の交付要件

平成20年4月1日以降の企業立地又は特例増設における電力給付金の交付対象であるもののうち、さらに以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算される。

- ア 補助金の申請書が地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を直接取得したものであること
- イ 原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に事業所の新增設に伴い取得した固定資産の価額（投資額）の総額が、次に掲げる金額以上であること

区 分	新設	増設
所在市町	500万円（税抜）	250万円（税抜）
隣接市町	1,000万円（税抜）	500万円（税抜）

5. 特例増設の要件

特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間の申請が可能。ただし、一つの事業所につき2度までの増設に限る。

(1) 令和8年度に特例増設の初回申請をする場合の特例増設日

区 分	特例増設を初回申請する場合の特例増設日の期間
令和8年度上期	特例増設日が令和7年 4月1日～令和8年2月28日であること
令和8年度下期	特例増設日が令和7年10月1日～令和8年8月31日であること

(2) 対象事業

公募要領5ページ「(3) 対象事業」を参照

(3) 電力関係

公募要領8ページ「(3) 電力関係」ア～エに該当すること。

特例増設に係る、増加契約電力、増加電気料金は下表のとおり。

(増加契約電力)

区 分	内 容
基礎契約電力	※下表「特例増設に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実契約電力÷支払月数 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

(増加電気料金)

区 分	内 容
基礎電気料金	※下表「特例増設に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)」を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実支払電気料金 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加電気料金	今期電力料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差引いた値

特例増設に係る基礎値(基礎契約電力、基礎電気料金)

区 分	特例増設1回目	特例増設2回目
当初の企業立地日 が H20.3.31 以前の場合	特例増設日(1回目)が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値	(A)特例増設日(2回目)が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値

当初の企業立地日 が H20. 4. 1 以降の場合	(A) 特例増設日(1度目)が属する月に支払った分を含む前1年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 企業立地日が属する半期の翌半期から特例増設日(1度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 ⇒(A)と(B)の大きい方の値	(B) 特例増設日(1度目)が属する半期の翌半期から特例増設日(2度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 ⇒(A)と(B)の大きい方の値
----------------------------------	---	--

(4) 雇用関係

公募要領9ページ「(4) 雇用関係」ア～ウに該当すること。

基準日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引き、特例増設に係る雇用創出効果を算定する。

特例増設に係る基礎値(基礎雇用創出者数)

区 分	特例増設 1 回目	特例増設 2 回目
当初の企業立地日 が H20. 3. 31 以前の場合	特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数	(A) 特例増設日(2度目)の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数
当初の企業立地日 が H20. 4. 1 以降の場合	(A) 特例増設日(1度目)の1年前の日が属する半期の末日の雇用者数 (B) 企業立地日が属する半期の翌半期から特例増設日(1度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 ⇒(A)と(B)の大きい方の雇用者数	(B) 特例増設日(1度目)が属する半期の翌半期から特例増設日(2度目)が属する半期の前半期まで(補助金の不交付期間を除く)の各半期の末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 ⇒(A)と(B)の大きい方の雇用者数

(5) 投資関係

ア 補助金の申請書が地方税法上の固定資産(土地、家屋、償却資産)を直接取得したものであること

イ 原則として企業立地日又は特例増設日が属する半期に事業所の新增設に伴い取得した固定資産の価額(投資額)の総額(税抜)が、次に掲げる金額以上であること

(ア) 当該増設が所在市町において行われる場合にあっては、250万円(税抜)

(イ) 当該増設が隣接市町において行われる場合にあっては、500万円(税抜)

6. 補助額の算定方法

$$\text{補助額 (Ⅲ)} = \text{電力給付金 (Ⅰ)} + \text{特例給付金 (Ⅱ)}$$

I 電力給付金の算出方法

増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を乗じて算出（千円未満切捨）

$$\text{電力給付金} = \text{増加契約電力} \times \text{※1} \times (\text{算定単価} \times \text{※2} - \text{交付金単価} \times \text{※3}) \times \text{電気料金支払月数}$$

※1 増加契約電力：当該半期内の契約電力の平均値を算定

$$\text{増加契約電力 (kw/月)} = \text{当該半期の契約電力の合計 (kw)} \div \text{電気料金支払月数 (月)}$$

ただし、増加契約電力の上限は、雇用創出効果に基づき下表の区分とする。

雇用創出効果	増加契約電力の上限
3人以上 20人未満	1,500kw
20人以上	2,500kw

※2 算定単価：当該半期内に支払った電気料金（消費税、遅取料金除く。以下「実支払電気料金」という。）と増加契約電力に基づき以下の算定を行う。

$$1\text{kwあたりの月額支払電気料金} = \text{実支払電気料金 (円)} \div (\text{増加契約電力 (kw/月)} \times \text{電気料金支払月数})$$

1kwあたりの月額支払電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価を算出

1kwあたりの月額支払電気料金	算定単価
1,500円未満	600円
1,500円以上 1,600円未満	640円
1,600円以上 1,700円未満	680円
1,700円以上 1,800円未満	720円
1,800円以上 1,900円未満	760円
以降、100円ごとに区分	以降、40円ずつ加算

※3 交付金単価：原子力立地給付金（電源立地地域対策交付金）

対象市町	交付金単価（契約電力1kwあたり）
御前崎市（旧浜岡町）	535円
御前崎市（旧御前崎町）	401円
掛川市（旧大東町）	267円
菊川市（旧小笠町）	267円
牧之原市（旧相良町）	267円

II 特例給付金の算出方法

増加した雇用人数（雇用創出効果）に単価を乗じて算出

$$\text{特例加算金} = \text{増加した雇用人数} \times \text{特例加算単価} \times \text{※4}$$

※4 特例加算単価

区分	金額
所在市町	30 万円
隣接市町	15 万円

Ⅲ 補助金の限度額

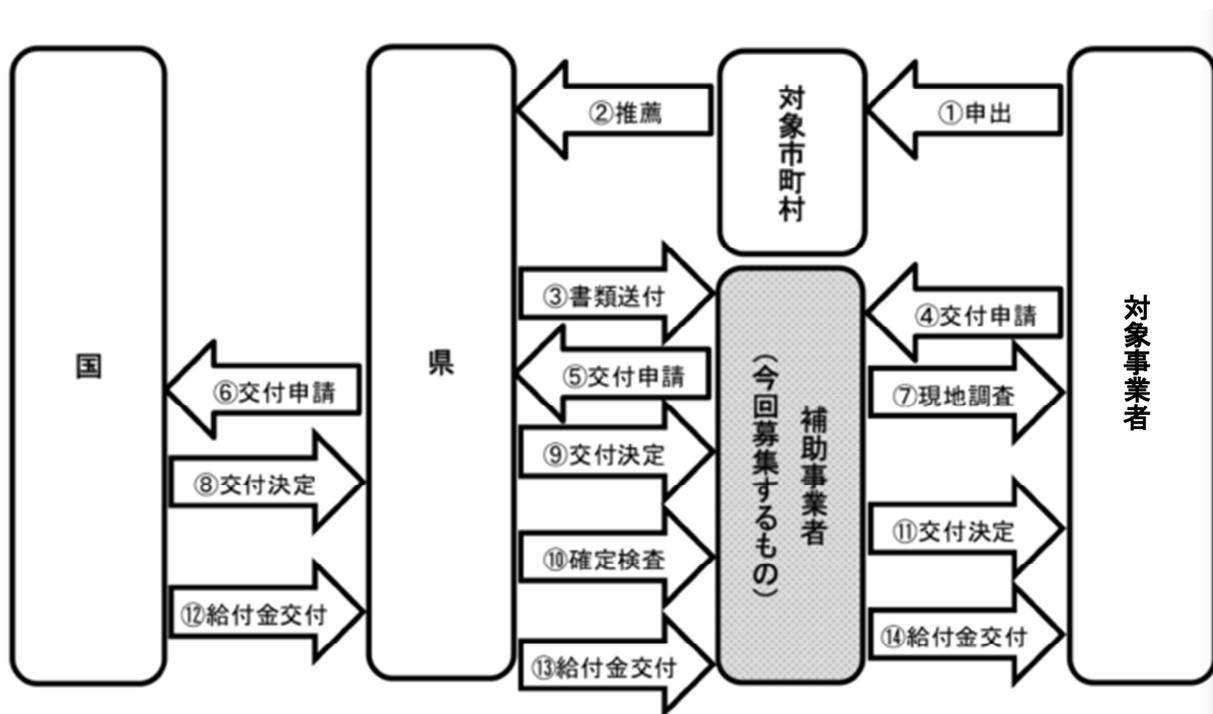
前ページで算出した電力給付金と特例給付金の合計と下記①、②の額を比較し、最も低い額が補助額となる

- ① 算定電気料金＝算定契約電力×(算定単価×係数 α ※5－交付金単価※3)×電気料金支払月数
- ② 支払電気料金＝半期における実支払電気料金×係数 β ※5－(実契約電力×交付金単価※3×電気料金支払月数)

※5 係数

区分	所在市町	隣接市町
係数 α	2	1.5
係数 β	1	0.75

7. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

国及び県の要綱、要領等に基づき、審査業務及び補助金交付事務を上期（４月～９月）及び下期（１０月～３月）の２回に分けて行ってください。主な業務内容は以下のとおりです。

なお、以下の業務内容は、現行の事業執行状況を基に記載しており、実際の事業の執行状況により変更となる可能性があります。

1. 募集（上期：４月・下期：１０月）

・新規募集

対象地域の市町担当部署へ新規申請事業者の推薦を依頼し、市町から推薦のあった新規申請対象事業者の審査書類の受付を行う。

・継続募集

応募要領及び記入要領を半期ごとに作成し、県及び対象地域の市町担当部署へ送付するとともに、継続申請対象事業者に対して応募要領及び記入要領を送付し、審査書類の受付を行う。

・ホームページ掲載

申請対象事業者向けの応募要領や応募様式をホームページ上で公開する。

- ・政府におけるE B P Mの取組を推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記載を求めるようにする（法人番号が指定されていない者を除く）。また、公募に際しては、応募時・審査期間中・交付申請及び実績報告提出時等に提供された情報（提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含む）については、（ア）審査、管理、確定、精算に利用する旨、（イ）効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、資源エネルギー庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合がある旨明記する。また、上記を前提として申請・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなす旨明記する。

2. 審査業務（上期：４月～６月・下期：１０月～１２月）

新規及び継続申請事業者（以下「申請者」という。）から提出された審査書類について、以下の審査業務を行う。

- ・審査依頼書の記載内容確認
- ・立地形態、電力形態、雇用形態等の審査
- ・その他補足資料の請求
- ・補助金額の算定
- ・その他付随する業務（申請者等の変更及び交付要件未達による取り止めの受付処理等）

3. 交付申請（上期：7月・下期：1月）

- ・審査の結果、交付要件を満たしている申請者に対し交付申請書依頼書を送付し、県への交付申請期限までに申請者から交付申請書を受理する。申請者の振込金融機関口座を併せて確認する。
- ・県要綱に従って交付申請書を作成し、上期は7月1日から7月15日まで、下期は1月1日から1月15日までに県へ提出する。

4. 現地調査（上期：7月～8月・下期：1月～2月）

新規申請事業者を対象に現地調査を行い、審査書類の確認及び原本照合、当該事業の説明等を行う。

5. 確定検査（上期：8月～9月・下期：2月～3月）

県から指定された日に、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付申請額、一般事務費及び一般管理費の確定検査に対応する。

6. 交付決定（上期：9月・下期：3月）

県の交付決定に基づき、申請者に交付決定通知書及び支払請求書様式を送付して請求書の提出を依頼し、申請者からの支払請求書を取りまとめる。

7. 概算払請求（上期：9月・下期：3月）

県要綱に従って概算払請求書を作成し、県に提出する。

8. 補助金支払（上期：9月・下期：3月）

県からの概算払をもって、申請者に対し、指定された口座に補助金を振り込む。

9. 実績報告（上期：9月・下期：3月）

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額、一般事務費及び一般管理費の集計を行い、県要綱に従って実績報告書を作成し、県に提出する。

10. その他

- ・県への審査等進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ
- ・県、対象市町及び申請企業等からの問合せに対する対応
- ・申請企業の合併及び事業継承等に伴う変更事務
- ・前年度の補助事業者からの継続申請企業等の引継事務

IV. 応募書類様式

様式第 1 号

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 8 年度静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の
公募に係る書類の提出について

令和 8 年度静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

1
2
3
4
5

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

応募者概要

1 応募者概要

団体名称	
所在地	〒
設立年月日	
資本金	
従業員数	
実施部署名	
担当者名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2 実施体制

様式第3号

静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

- ・国及び県の要綱、要領等を熟読の上、以下の項目を記載して下さい。
- ・ページ数の制限は特にありません。

1 交付対象地域 市町名（旧市町名） ①〇〇市（旧〇〇〇） ②〇〇市（旧〇〇〇）
2 対象事業者 ※国及び県の要綱、要領等に基づき記載 (1) 新規申請するための交付要件 (2) 特例給付金の交付要件 (3) 特例増設を申請するための交付要件
3 補助金額 ※国及び県の要綱、要領等に基づき記載 (1) 電力給付金の算定方法 (2) 特例給付金の算定方法 (3) 交付限度額の算定方法
4 交付時期及び交付方法
5 個人情報の管理 ・個人情報の管理について記載 (個人情報の取扱いを定めた規定があれば添付すること)
6 年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 ・様式は任意
7 その他 ・上述以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

様式第4号

静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

1 収入

区 分	予算額 (円)	内 容
県補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 (事業費) 円 ・一般事務費 円 ・一般管理費 円
自己資金		
その他		
合 計		

2 支出

・静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
事業費			

・一般事務費

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
印刷製本費			
旅 費			
通信運搬費			
消耗品費			
賃借料			
雑 費			
合 計			

・一般管理費

区 分	内 容	予算額 (円)	一般事務費に対する割合 (%)
一般管理費			

様式第 5 号

誓 約 書

所在地
名 称
代表者

印

令和 8 年度静岡県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に係る補助事業者の公募要領 I の 5 に定める応募資格要件をすべて満たしていることを誓約します。